

<p>法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）</p> <p>イ、二 省略</p>	省略	省略
	省略	省略
<p>二十五～三十一 省略</p>		
<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の第三項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。</p>		
<p>イ、ロ 省略</p> <p>省 略</p> <p>省 略</p> <p>イ、ロ 省略</p> <p>省 略</p> <p>省 略</p>	<p>省 略</p> <p>省 略</p>	<p>省 略</p> <p>省 略</p>
<p>三十三～三十九 省略</p>		
<p>四十 金融商品市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る</p>		

<p>につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）</p> <p>イ、二 同上</p>	同上	同上
	同上	同上
<p>二十五～三十一 同上</p>		
<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の第三項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p>		
<p>イ、ロ 同上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>イ、ロ 同上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>三十三～三十九 同上</p>		
<p>四十 金融商品市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る</p>		

認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可

四十一～百五十八 省略	(一)～(四) 省略	省略	省略	
	(六) 金融商品取引法第七十八条第一項（認定金融商品取引業協会の認定）の認定 定金融商品取引業協会の認定			認定件数
	(七)・(八) 省略			一件につき十 五万円

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	根拠	拠	法
省略	省略	拠	法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）		
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）		

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一～五 省略	省略	省略	省略
五の二 公益 社団法人及び 公益財団	一般社団 法人及び 一般財団	自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第一条（学校の範囲）に規定する学	第三欄の 登記に該 当するも

認可、公益法人金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可

四十一～百五十八 同上	(一)～(四) 同上	同上	同上	
	(六) 公益法人金融商品取引業協会の認定 の公益法人金融商品取引業協会の認定			同上
	(七)・(八) 同上			同上

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	根拠	拠	法
同上	同上	拠	法
同上	同上		
同上	同上		

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一～五 同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

二十二年 日本 政策投資銀行	十一ノ二十一 省略	十 社会福祉 法人	六ノ九の二 省略	法人
日本政策 投資銀行 法(平成 十一年法 律第七十 三号)	省略	社会福祉 法(昭和 二十六年 法律第四 十五号)	省略	法人に關 する法律 及び公益 社団法人 及び公益 財団法人 の認定等 に關する 法律
別表第一第一号から第二十三号まで に掲げる登記又は登録(法人税法(昭 和四十年法律第三十四号)第二条 第九号(定義)に規定する普通法人 のうち資本金の額又は出資金の額が 政令で定める金額以上の法人並びに	省略	一 省略 二 自己の設置運営する学校(学校 教育法第一条(学校の範囲)に規 定する幼稚園に限る。)の校舎等 の所有権の取得登記又は当該校舎 等の敷地、当該学校の運動場、実 習用地その他の直接に保育若しく は教育の用に供する土地の権利の 取得登記	省略	校又は同法第二百二十四条(専修学校 〔に規定する専修学校若しくは同法 第三百三十四条第一項(各種学校)に 規定する各種学校をいう。〕の校舎 等の所有権の取得登記又は当該校舎 等の敷地、当該学校の運動場、実習 用地その他の直接に保育若しくは教 育の用に供する土地の権利の取得登 記
省略	省略	省略	省略	のである ことを証 する財務 省令で定 める書類 の添付が あるもの に限る。

二十二 上	十一ノ二十一 同上	十 同上	六ノ九の二 同上	
同上	同上	同上	同上	
別表第一第一号から第二十三号まで に掲げる登記又は登録(法人税法(昭 和四十年法律第三十四号)第二条 第九号(定義)に規定する普通法人 のうち資本金の額が政令で定める金 額以上の法人並びに相互会社及び外	同上	一 同上 二 自己の設置運営する学校(学校 教育法(昭和二十二年法律第二十 六号)第一条(学校の範囲)に規 定する幼稚園に限る。)の校舎等 の所有権の取得登記又は当該校舎 等の敷地、当該学校の運動場、実 習用地その他の直接に保育若しく は教育の用に供する土地の権利の 取得登記	同上	
同上	同上	同上	同上	

二十四 農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合法	省略	相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。
二十三・二十三の二 省略	省略	省略	
一 省略 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所、介護保険法第八条第二十五項（定義）に規定する介護老人保健施設若しくは老人福祉法（昭和十八年法律第百三十三号）第二十条の五（特別養護老人ホーム）に規定する特別養護老人ホームの用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	省略	省略	
		省略	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

二十五 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立した法人	民法	同上	同上
二十四 同上	同上	同上	同上
二十三・二十三の二 同上	同上	同上	同上
一 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二 沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ニ若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資	民法	同上	同上
			第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で

<p>金融通法第七条第一項第二号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による沖繩振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記</p>	<p>定める書類の添付があるものに限り</p>

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十七条 省 略

2 事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十四条第二項に規定する工事(以下この条において「工事」という。)の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとすることができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 5 省 略

別表第三(第三条、第六十条関係)

一 次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人	

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十七条 同 上

2 事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十四条第二項に規定する工事(以下この条において「工事」という。)の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負(損失が生ずると見込まれるものを除く。)に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとするができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項第一号に規定する経理しなかつた年若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十四条第二項第一号に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 5 同 上

別表第三(第三条、第六十条関係)

一同上

名 称	根 拠 法
同上	同上

厚生年金基金	公益社団法人	公益財団法人	広域臨海環境整備センター	省略	企業年金基金	含む。)	学校法人(私立学校法 (昭和二十四年法律第 二百七十号)第六十四 条第四項(専修学校及 び各種学校)の規定に より設立された法人を 含む。)	貸金業協会	沖縄振興開発金融公庫	医療法人(医療法(昭 和二十三年法律第二百 五号)第四十二条の二 第一項(社会医療法人 )に規定する社会医療 法人に限る。)	医療法
厚生年金保険法	法律(平成十八年法律第四十九号)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律(平成十八年法律第四十九号)	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律 第七十六号)	省略	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)		私立学校法	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三 十一号)		

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上







(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二 非課税法人の表(第五条関係)

名称	根拠法
省略	省略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
省略	省略

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名称	作成者
省略	省略
高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項第一号(国保連合会の業務)に掲げる業務及び介護保険法第七十六条第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務に関する文書	国民健康保険団体連合会
省略	省略

別表第二 非課税法人の表(第五条関係)

名称	根拠法
同上	同上
同上	同上

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名称	作成者
同上	同上
介護保険法第七十六条第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務に関する文書	同上
同上	同上

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条―第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)
第二款	準備金(第二十―第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二―第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の四)
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)
第十款	その他の特例(第三十九条―第四十条の三)
第四節の二	居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第四節の二	同上

- 第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四―第四十条の六)
- 第二款 削除
- 第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第四十条の十一―第四十条の十二)
- 第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第四十一条―第四十一条の三の二)
- 第六節 その他の特例(第四十一条の四―第四十二条の三)
- 第三章 法人税法の特例
  - 第一節 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二条の四―第五十四条)
  - 第二節 準備金等(第五十五条―第五十七条の十)
  - 第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)
  - 第三節の二 沖繩の認定法人の課税の特例(第六十条)
  - 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
  - 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)
  - 第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)
  - 第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条・第六十二条の二)
  - 第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十二条の三・第六十二条の四)
  - 第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例
    - 第一款 収用等の場合の課税の特例(第六十四条―第六十五条の二)
    - 第二款 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除(第六十五条の三―第六十五条の五)
    - 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例(第六十五条の六)
    - 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(第六十五条の七―第六十六条の二)
    - 第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)
    - 第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等(第六十六条の四・第六十六条の五)
    - 第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)

- 第一款 同上
- 第二款 同上
- 第三款 同上
- 第五節 同上
- 第六節 同上
- 第三章 同上
- 第一節 同上
- 第二節 同上
- 第三節 同上
- 第三節の二 同上
- 第四節 同上
- 第四節の二 同上
- 第四節の三 同上
- 第五節 同上
- 第五節の二 同上
- 第六節 同上
  - 第一款 同上
  - 第二款 同上
  - 第三款 同上
  - 第四款 同上
  - 第七節 同上
  - 第七節の二 同上
  - 第七節の三 同上

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の六―第六十六条の九の九）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の七）

第九節 削除

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一―第六十八条の六十二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四―第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八―第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四―第六十八条の七十六）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八―第六十八条の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十四節 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

の八十八・第六十八條の八十八の二)  
第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第  
六十八條の八十九)

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十八條  
の九十一―第六十八條の九十三)

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課  
税の特例(第六十八條の九十三の六―第六十八條の九十三の九)

第二十五節 連結法人のその他の特例(第六十八條の九十四―第六十八條の百  
十一)

第四章 相続税法の特例(第六十九條―第七十條の十二)

第四章の二 地価税法の特例(第七十一條―第七十一條の十七)

第五章 登録免許税法の特例(第七十二條―第八十四條の六)

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例(第八十五條―第八十六條の五)

第二節 酒税法の特例(第八十七條―第八十七條の八)

第二節の二 たばこ税法の特例(第八十八條―第八十八條の四)

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十八條の五―第九十條の三)

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四―第九十條の七)

第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十條の八―第九十條の九)

第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十條の十―第九十條の十二)

第四節 印紙税法の特例(第九十一條―第九十二條)

第七章 利子税等の割合の特例(第九十三條―第九十六條)

第八章 雑則(第九十七條・第九十八條)

附則

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三條の三 省略

215 省略

6 所得税法別表第一に掲げる内国法人(以下この項において「公共法人等」とい  
う。)又は第八條第一項に規定する金融機関(内国法人に限る。)若しくは同條  
第二項に規定する金融商品取引業者等(内国法人に限る。)が、国外公社債等の

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 酒税法の特例(第八十七條―第八十七條の七)

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三條の三 同上

215 同上

6 所得税法別表第一に掲げる内国法人(以下この項において「公共法人等  
」という。)又は第八條第一項に規定する金融機関(内国法人に限る。)若しく  
は同條第二項に規定する金融商品取引業者等(内国法人に限る。)が、国外公社

利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 省略

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 省略

2 8 省略

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例)

第四条の四 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者(第三項において「勤労者」という。)が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約(第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。)に係る生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約(次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。)に基づき支払を受ける差益(当該勤労者財産形成貯蓄

債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 同上

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 同上

2 8 同上

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律(第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。)及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例)

第四条の四 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約(次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。)に基づき支払を受ける差益(当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若

契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四条の二第一項第四号若しくは前条第一項第四号に規定する差益をいう。)については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

2 省略

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了(当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされた信託の併合に係るものに限る。)又は一部の解約があつた場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託された金額(所得税法第二十一条第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。)に達するまでの金額は、第三十七条の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法、同項及びこの節の規定を適用する。

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 省略

2 14 省略

15 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替国債で次に掲げる要件(当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。)が当該振替国債につきその取得前の所有者(以下この項において「前所有者」という。)が振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件)を満たしているもの(以下この項において「通算対象国債」という。))については、その者の当該通算対象国債に係る所有期間には当該通算対象国債の前所有者の当該通算

しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四条の二第一項第四号若しくは前条第一項第四号に規定する差益をいう。)については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

2 同上

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 同上

2 14 同上

15 同上



対象国債に係る所有期間を含むものとする。

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは同法第十二条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この号及び次項第一号において「公益信託等」という。）の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替国債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替国債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替国債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

## 二・三 省略

16 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替地方債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替地方債に係る当該適格外国仲介業者の第十四項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替地方債につきその取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象地方債」という。）については、その者の当該通算対象地方債に係る所有期間には当該通算対象地方債の前所有者の当該通算対象地方債に係る所有期間を含むものとする。

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは公益信託等の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替地方債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替地方債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替地方債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

## 二・三 省略

## 17 省略

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一一号に掲げる内国法人若しくは同法第十二条第三項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この号及び次項第一号において「公益信託等」という。）の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替国債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替国債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替国債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

## 二・三 同上

## 16 同上

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一一号に掲げる内国法人若しくは公益信託等の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替地方債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替地方債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替地方債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

## 二・三 同上

## 17 同上

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債（法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるものをいう。第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という。）につき支払を受けべき利子（第三条の第三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額（外国法人により発行された一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子（第三条の第三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額（外国法人が発行した一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

3 省略

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第七項及び第十一項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者）を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるものをいう。第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という。）につき支払を受けるべき利子（第三条の第三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子（第三条の第三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

3 同上

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第七項及び第十一項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者）を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内にお

条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄  
税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さな  
い。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受け  
るものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める  
ものについては、この限りでない。

#### 5・6 省 略

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日ま  
での間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者  
に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を  
受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項に  
おいて「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介  
、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)をするものが、そ  
の媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三条の第三  
三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の  
支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める  
事項その他財務省令で定める事項(以下この項及び第十四項において「利子受領  
者情報」という。)をその利子の支払をする者に対し(その利子の交付が、当該  
保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場  
合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し)通知  
をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支  
払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類(当  
該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者確認書)に基づき記載されたものに  
限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。)を作成し、こ  
れをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地  
(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納  
税地)の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支  
払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたも  
のとみなす。

#### 一・二 省 略

8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定め  
るもの(内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。)が平成十  
年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債  
の利子(第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払

いて行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限り  
でない。

#### 5・6 同 上

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日ま  
での間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に  
政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受  
ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項にお  
いて「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、  
取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)をするものが、その  
媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三条の第三  
三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の支  
払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事  
項その他財務省令で定める事項(以下この項及び第十四項において「利子受領者  
情報」という。)をその利子の支払をする者に対し(その利子の交付が、当該保  
管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合  
には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し)通知を  
し、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払  
を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類(当  
該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者確認書)に基づき記載されたものに  
限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。)を作成し、こ  
れをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同  
法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税  
地)の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払  
を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたもの  
とみなす。

#### 一・二 同 上

8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定め  
るもの(内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。)が平成十  
年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の  
利子(第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払を

を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

9 第七項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている一般民間国外債をいう。

一 省 略

二 当該一般民間国外債の券面及びその発行に係る目論見書（当該一般民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該一般民間国外債の発行に係る目論見書）に、居住者又は内国法人が当該一般民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等については、前項において準用する第四項本文及び第六項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第七項の規定により当該一般民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。）には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。

イ・ロ 省 略

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債（第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11・12 省 略

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十三項（外貨債の利子の課税の特例）」において

受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

9 同 上

一 同 上

二 当該一般民間国外債の券面及びその発行に係る目論見書に、居住者又は内国法人が当該一般民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等については、前項において準用する第四項本文及び第六項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第七項の規定により当該一般民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。）には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。

イ・ロ 同 上

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11・12 同 上

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十三項（外貨債の利子の課税の特例）」において

て準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 省 略

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第七条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日以後に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。)において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 省 略

2 内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一・二 省 略

3 5 省 略

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外

準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 同 上

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第七条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十一条第三項に規定する金融機関が、平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、外国法人で同項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。)において経理したものにつき、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十一条第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 同 上

2 内国法人(所得税法別表第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一・二 同 上

3 5 同 上

6 同 上

の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、  
第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受ける  
べき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受  
けるべき金額又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす。

二 省 略

7 省 略

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月  
一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(第八  
条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等  
及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以  
下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。)で次に掲げるもの(以  
下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。)を有す  
る場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の  
適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株  
式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに  
第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式  
等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当  
所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株  
式等に係る配当所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七  
十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)を  
いう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合にお  
いて、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一  
項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人か  
ら支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十  
五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなさ  
れるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法  
人の発行済株式(投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二  
項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。))  
にあつては、発行済みの投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受ける  
べき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受  
けるべき金額とみなす。

二 同 上

7 同 上

第八条の四 削除

十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九條の三第一号において同じ。）。又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）。又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの。

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二條第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）。により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）。の収益の分配に係る配当等。

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）。の投資口の配当等。

2) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二條及び第八十九條又は第百六十五條の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3) 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同條第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十一條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第二百二十五条第二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

6 配当等の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項



を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

7 前項本文の場合において、同項の配当等の支払者は、第四項又は第五項の通知書を交付したものとみなす。

8 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二百二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百一十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第四号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

二 内国法人から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる配当等

三 内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二百二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第二百一十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

二 内国法人から支払を受ける上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）

係る受益権の募集が公募（前条第一項第二号に規定する「公募をいう。」）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 特定投資法人（前条第一項第三号に規定する特定投資法人をいう。）から支払を受ける投資口の配当等

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十一年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 省略

4 第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項各号に掲げる配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき配当等の額ごとに行うことができる。

5 省略

のうち、その配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人をいう。同号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項第十四項に規定する投資口をいう。以下この号、第五号及び第九条の三第一項第三号において同じ。））。第九条の三第一項第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

三 内国法人から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

五 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第十六条に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成十五年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 同上

4 同上

(配当控除の特例)

第九条 個人の各年分の総所得金額のうち次に掲げる配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。)に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 四 省 略

五 次に掲げる信託から支払を受けるべき配当等(第一号又は第二号に掲げるものを除く。)

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するもの(その設定に係る受益権の募集が機関投資家私募(同条第九項に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみを相手方として行うものをいう。以下この号において同じ。)により行われたもののうち、その募集が主として国内において行われ、かつ、投資信託約款(同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。)にその募集が機関投資家私募である旨の記載がなされて行われたものに限る。)

口 省 略

六・七 省 略

2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税特別措置法第九条第一項各号(配当控除の特例)に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。

3・4 省 略

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。)は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式(資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。)の剰余金の配当(所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。)又は利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。)に係る同項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「

(配当控除の特例)

第九条 同上

一 四 同 上

五 同 上

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するもの(その設定に係る受益権の募集が同条第九項に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものにより行われたものに限る。)

口 同 上

六・七 同 上

2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九条第一項各号(配当控除の特例)に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。

3・4 同 上

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 内国法人(所得税法別表第一号に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。)は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式(資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。)の剰余金の配当(所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。)又は利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。)に係る同項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条にお

国外株式の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

## 2 4 省 略

5 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額)については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす。

## 二 省 略

## 6 省 略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九条の三 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条及び次条において「配当等」という。)で次に掲げるものに係る同法第七十条、第七十五条、第七十九条、第八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項、前条第一項及び第二項並びに次条第一項の規定の適用については、同法第七十条、第七十五条第二号、第七十九条第一号、第八十二条第二号並びに第二百十三条第一項第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第二号、前条第一項及び第二項並びに次条第一項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

いて「国外株式の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

## 2 4 同 上

## 5 同 上

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額)については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

## 二 同 上

## 6 同 上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九条の三 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)で次に掲げるものに係る同法第七十条、第七十五条、第七十九条、第八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第七十条、第七十五条第二号、第七十九条第一号、第八十二条第二号並びに第二百十三条第一項第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第二号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 上場株式等(第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。)の配当等(次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第

一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限る。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日(属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ)。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(前条第二号に規定する公募をいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人(前条第三号に規定する特定投資法人をいう。)の投資口の配当等

2| 前項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする者については、所得税法第百八十一条第一項並びに第二百二十二条第一項及び第三項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

3| 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4| 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5| 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他同項の規

2| 前項の場合において、同項各号に掲げる配当等が平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の投資法人等の運用財産に係る利子等の課税の特例)

第九條の四 省 略

2 所得税法第七條第一項第四号、第七十四條、第七十五條及び第二百十二條第三項の規定は、同法第七十六條第一項に規定する内国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八條の四第一項第二号に規定する公募により行われたものであり、かつ、国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものに限る。第四項において同じ。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

3 省 略

4 所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項の規定は、同法第八十條の二第一項に規定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第六十一條第四号（同号ハを除く。）又は第五号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

5 省 略

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第九條の五の二 省 略

2 6 省 略

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配（同条第十一項に規定する外国特定目的信託の利益分配

(特定の投資法人等の運用財産に係る利子等の課税の特例)

第九條の四 同 上

2 所得税法第七條第一項第四号、第七十四條、第七十五條及び第二百十二條第三項の規定は、同法第七十六條第一項に規定する内国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八條の五第一項第三号に規定する公募により行われたものであり、かつ、国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものに限る。第四項において同じ。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

3 同 上

4 所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項の規定は、同法第八十條の二第一項に規定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第六十一條第四号（同号ロを除く。）又は第五号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

5 同 上

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第九條の五の二 同 上

2 6 同 上

7 同 上

一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配（同条第九項に規定する外国特定目的信託の利益分配の